主 文

原判決を破棄する。

被告人両名を免訴する。

理 由

被告人A、同Bの弁護人黒川渉、同望月武夫の上告趣意について、

原判決がその確定した事実に対し、銃砲火薬類取締法施行規則二二条、四五条を適用して被告人等を処断したことは所論のとおりである。しかるに、同規則四五条は、昭和二二年法律七二号「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力に関する法律」一条によつて、昭和二三年一月一日以降は国法としての効力を失つたものであることは当裁判所大法廷判決(昭和二五年(れ)第七二三号同二七年一二月二四日言渡、判例集六巻一一号一三四六頁)の判示するとおりであるから、右失効した前記親則四五条を適用処断した原判決は失当であつて、論旨は理由がある。

よつて旧刑訴四四七条により原判決を破棄し、同四四八条により更に判決すべき ものであるが原判決の確定した事実に対しては前記の如く、右銃砲火薬類取締法施 行規則四五条は失効したので本件は犯罪後に刑の廃止があつた場合にあたるから、 同四五五条三六三条二号の規定により被告人両名を免訴すべく、主文のとおり判決 する。この判決は、裁判官田中耕太郎、同霜山精一、同斎藤悠輔、同本村善太郎の 反対意見を除き裁判官全員一致の意見によるものである。裁判官斎藤悠輔の反対意 見及び裁判官河村又介の補足意見はそれぞれ前記大法廷判決記載のとおりであり、 裁判官田中耕太郎同霜山精一、同本村善太郎の反対意見は、右裁判官斎藤悠輔の意 見と同様である。

検察官 田中巳代治関与

昭和二九年九月八日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	霜	山	精		_
裁判官	井	上			登
裁判官	栗	山			茂
裁判官	真	野			毅
裁判官	/]\	谷	勝		重
裁判官	島				保
裁判官	斎	藤	悠		輔
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	岩	松	Ξ		郎
裁判官	河	村	又		介
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎

裁判官 沢田竹冶郎は退官につき署名捺印することができない。

裁判長裁判官 田 中 耕 太 郎